平成３０年１１月２７日
札幌地方裁判所地方裁判所委員会

刑事裁判における犯罪被害者の保護制度について

札幌地方裁判所

犯罪被害者の各制度のねらい

1　負担軽減措置
2　刑事手続への関与
3　被害回復
4　秘匿情報の管理

1　負担軽減措置

（ねらい）
証人尋問の際に証人の心理的・精神的負担を和らげる。
いわゆる二次被害を防ぐ。
①　証人への付添い
②　遮へいの措置
③　ビデオリンク方式による証人尋問

①　証人への付添い
（１　負担軽減措置）

刑事裁判で供述すること自体が負担である。
・刑事裁判で証言すること自体の緊張感，不安感を緩和
・両親、親族、弁護士、カウンセラー等
付添人の役割
・証人に付き添って，証人の精神的負担を軽減
・尋問・供述を妨げ、供述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
付添いの措置	4	0	0	2

平成30年は9月末現在

②　証人の遮へいの措置
（１　負担軽減措置）

被告人や傍聴人の面前での供述が負担である。
被告人や傍聴人の眼にさらされた状態での尋問を回避
①証人と被告人との間に衝立を設置
②証人と傍聴人との間に衝立を設置
③証人と被告人及び傍聴人との間に衝立を設置

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
遮へいの措置	２２	２２	8	9

平成30年は9月末現在

②　証人の遮へいの措置
（１　負担軽減措置）

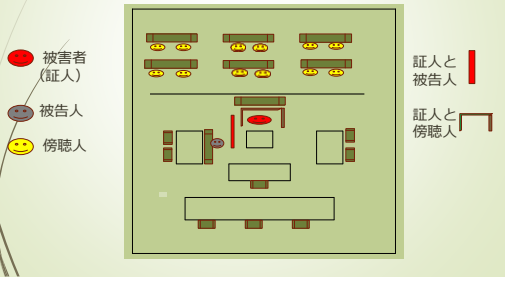

③　ビデオリンク方式による証人尋問
（１　負担軽減措置）

法廷という場所での供述が負担である。
　法廷という場所で供述することの精神的負担を除去

対象者
・性犯罪被害者
　強制わいせつ，強制性交等，児童福祉法（児童淫行など）違反の罪などの被害者
・それ以外の者

③　ビデオリンク方式による証人尋問
（１　負担軽減措置）

ビデオリンク方式の内容
　証人が在席する別室と法廷に設置したカメラとテレビモニターを通じて映像と音声を送受信

別室の場所
　同じ裁判所の構内

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
ビデオリンク方式	9	1	2	4

平成30年は9月末現在

2　刑事手続への関与

（ねらい）
事件の関係者として必要な情報提供を受け、刑事手続に一定程度関与できるようにする。
①　意見陳述
②　被害者参加
③　公判傍聴の配慮
④　記録の閲覧・謄写

①　被害者等の意見陳述
（２　刑事手続への関与）

①　刑訴法２９２条の２の意見陳述
・被害に関する心情その他事件に関する意見の陳述
・陳述に代えて意見書の提出も可能

②　刑訴法３１６条の３８の意見陳述（被害者参加人の権限の一つ）
・事実及び法律の適用についての意見の陳述

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
付添い	1	0	1	0
遮へい	4	1	3	2

平成30年は9月末現在

②　被害者等が刑事裁判に参加する制度
（２　刑事手続への関与）

対象事件
①故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
　殺人、傷害致死、強盗致死傷など
②刑法１７６条から１７９条まで、２１１条、２２０条又は２２４条から２２７条
　強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ、業務上過失致死傷
　逮捕監禁など
③犯罪行為に②の罪の犯罪行為を含む罪（①の罪を除く）
　強盗・強制性交等など
④自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律４条、５条又は６条３項若しくは４項の罪
　過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱など
⑤上記①から③の罪の未遂罪

②　被害者等が刑事裁判に参加する制度
（２　刑事手続への関与）

被害者参加人の権限
①　公判期日への出席
②　検察官に対する意見陳述
③　証人の尋問
④　被告人への質問
⑤　事実又は法律の適用についての意見陳述

②　被害者等が刑事裁判に参加する制度
（２　刑事手続への関与）

弁護士への委託及び国選被害者参加弁護士の制度

被害者参加人の権限を弁護士に委託

資力がない場合，国が委託弁護士を選定

公判期日に出席する際の付添い及び遮へいの措置

被害者参加人の負担軽減

②　被害者等が刑事裁判に参加する制度
（２　刑事手続への関与）

	申出	許可	証人尋問	被告人質問	法316条の38の意見陳述	法292条の2の意見陳述	付添い	遮へい
平27	３７	３７	９	２２	１５	２８	４	７
平28	２７	２６	６	１６	１７	１９	２	３
平29	２５	２５	１	８	１４	１９	０	２
平30	２６	２６	３	１０	１２	１９	４	７

平成30年は9月末現在

３　被害回復

（ねらい）

犯罪による被害を簡易・迅速に回復させる。

①　刑事和解

②　損害賠償命令

４　秘匿情報の管理
（被害者特定事項を明らかにしない措置）

公開法廷において性犯罪等の被害者を特定する情報を保護する制度

対象事件

①強制わいせつ、強制性交等，児童福祉法違反の罪など典型的な性犯罪に係る事件

②上記①以外の事件で、被害者特定事項が法廷で明らかにされることにより、被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認められる事件

③裁判所が秘匿を相当と認める事件

４　秘匿情報の管理
（被害者特定事項を明らかにしない措置）

被害者特定事項

氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させる事項

秘匿決定の効果

起訴状の朗読及び証拠書類の取調べなどは，被害者特定事項を明らかにしない方法で行う

秘匿決定の性質

・傍聴人に情報を知られることを防ぐもの

・被告人や弁護人に被害者特定事項を明らかにしないものではない

秘匿決定された事件の配慮

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	５４	７１	５６	４２

平成30年は9月末現在

刑事裁判における犯罪被害者の保護制度について

説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。